

第三次男女共同参画基本計画における選択的夫婦別姓の推進に反対する意見書

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、第三次男女共同参画基本計画を策定し、今年中に閣議決定することとしている。基本計画は、国民の生活全般にかかわることであり、国民の理解を得ながら進められるべきものである。

男女共同参画局は、第三次男女共同参画基本計画策定に向けた中間整理の段階で国民にパブリックコメントを募集した。全国から多数の意見が寄せられ、特に夫婦別姓の推進を含む重点分野の「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」に関して、最も多く意見が寄せられた。

第 60 回基本問題・計画専門調査会において、この分野に寄せられた意見の説明として、事務局は「選択的夫婦別姓の法制化反対とか、男女の違いを尊重すべきではないか、専業主婦の立場から特定の生き方を押しつけるものではないかという御意見が特に多かった分野です。」と述べている。

しかし、その後の議事録においても、寄せられた意見に関する議論はなく、当初の内容をほとんど変えることなく決定し、反対意見に対する説明もなされていない。このような国民から寄せられた意見を見做すような審議には大きな問題があると言わざるを得ない。

また、パブリックコメントだけでなく、熊本県議会を含む多くの県議会においても、夫婦別姓に反対する意見書が国に提出された。このような各県の県民の意見を取り入れることなく、答申には「選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要である」と明記されている。

この基本計画は、最終的には熊本県の男女共同参画計画にも影響し、ひいては県民の生活にも直結する重要なものである。仙谷由人男女共同参画会議議長は、答申で「多様な意見のある課題については、政府において十分議論を行い、第三次男女共同参画基本計画を策定するよう要請する」と述べており、計画の策定に当たっては、国民的に反対の意見の多い内容は再考すべきである。

よって、国におかれては、国民から寄せられた意見を十分踏まえ、第三次男女共同参画基本計画において選択的夫婦別姓が推進されることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 10 月 8 日

熊 本 県 議 会 議 長 小 杉 直

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
男女共同参画担当大臣	岡 崎 トミ子 様